税理士事務所様向け

IVEC NEWS

中小企業支援のための小耳情報

Vol. 2
2026.11.11

先月の創刊号に続き、Vol.2 をお届けいたします。お手すきの折にお目通しいただければ幸いです。

【Vol.2】雪害にも備える ― 事業継続力強化計画（ジギョケイ）

札幌の冬　平地でも雪が降り、札幌でも 5cm ほど積もりました。冬タイヤへの交換は、もうお済みでしょうか。これからの季節、大雪で JR や地下鉄が止まり、職員が出社・帰宅できない――。確定申告の時期とも重なり、先生の事務所でもそのような場面があるかもしれません。同じリスクが顧問先にもあります。

押さえておきたいポイント

特別償却（16%）を受けるための**認定期限が 2027 年 3 月 31 日**に迫っています。

標準処理期間（約 45 日）を見込むと、2 月中旬が申請のリミットになります。
先生方にはすでにご存じのとおり、ジギョケイは、防災設備の特別償却、日本公庫の低利融資、補助金審査での加点などを活用できる、取り組みやすい BCP の「入門版」です。顧問先さまへのご案内はお早めに。

制度・施策の概要

中小企業等経営強化法に基づき、自然災害等への事前対策（人員・設備・資金・情報の備え）を計画にまとめ、経済産業大臣の認定を受ける制度です。**電子申請のため G ビズ ID が必要**です。

対象となりそうな顧問先

― 自家発電機・排水ポンプ等の導入予定がある
― ものづくり・持続化補助金などを申請予定
― 冬の停電・物流停止で事業が止まりやすい

今回のポイント

― 税制は認定日から 1 年以内の取得が条件
― 補助金で買う設備は税制の対象外
― 損保料の割引を検討する保険会社も

期限・金額等

― **税制：**特別償却 16%。認定期限は 2027 年 3 月 31 日（青色申告の中小企業者等）
― **対象設備：**機械装置 100 万円・器具備品 40 万円・建物附属設備 60 万円以上
― **融資：**日本公庫で設備資金 0.9%・運転資金 0.4%の金利引下げ（別途審査）
― **加点：**新事業進出・ものづくり、省力化（一般型）、持続化、事業承継・M&A 補助金など

顧問先さまとの話題の糸口に

札幌では「雪」を軸にすると計画が具体的になります。大雪で出社・帰宅できないときの判断基準、真冬の停電時の暖房と燃料、物流停止時の顧客連絡――この 3 つが、お話の糸口になるかもしれません。

ご返信・ご要望等ございましたらこちらにお願いいたします（FAX:011-374-6057）

お問い合わせ・ご用命は（お役に立てる場面がございましたらお声がけください）

認定経営革新等支援機関　ID：107101000812

IVEC 株式会社ＩＶＥＣ　代表取締役　本田卓也

〒003-0029　札幌市白石区平和通 4 丁目北 3-3

TEL 011-374-8150 ／ FAX 011-374-6057 ／ URL https://www.ivec.co.jp/

ホームページ　note

※配信停止をご希望の場合は、お手数をおかけいたしますが FAX またはお電話にてご連絡をお願いいたします。